

大阪府無償化制度 説明会質疑応答

(2024/6/28:杉本キャンパス、2024/7/1:中百舌鳥キャンパス)

[制度について](#)

[支援について](#)

[申請について](#)

[継続手続きについて](#)

[成績について](#)

[国制度との関係性について](#)

[授業料納付について](#)

●制度について

Q1.大阪府無償化制度の新規申請は1月頃、令和7年度の無償化制度が成立するのは3月頃と伺いましたが、制度成立の前に新制度の受付を行うのでしょうか。

A1.4月からの対象者に向けての受付は1月頃を予定していますが、申請は仮申請として受付を行い、議会承認を受けて本申請へと読み替える予定です。また、令和7年度から多子世帯(扶養される子どもが3人以上)は国制度による全額支援が開始される予定ですが、現時点では詳細が未定です。

●支援について

Q2.大学院生は基本的に全額免除になりますか

A2.大学院生は国制度がないため、大阪府の制度による全額支援となり、対象と認定されれば授業料が全額免除となります。

●申請について

Q3.手続きはオンライン申請か、書類を大学に提出するのどちらでしょうか。

A3.オンライン申請と書類(住民票・マイナンバー書類等)提出の両方の手続きが必要です。

Q4.マイナンバーカードを持っていませんが、申請時に通知カードは利用できますか。

A4.「通知カード」の発行は令和2年5月25日に廃止されたため、廃止日以降に通知カード記載の住所・氏名等記載事項に変更があった場合は使用できませんが、記載の住所・氏名等に変更がない場合は、引き続き利用できる予定です。ただし、記載の住所・氏名等の変更がある場合でマイナンバーカードの発行が申請日までに間に合わない場合は、「個人番号記載の住民票の

写し」など個人番号が確認できる書類を提出してください。

Q5.学修計画書はオンラインで提出しますか。

A5.指定様式に記入したものまたは入力して印刷したものを大学へ提出してください。

Q6.1月に申請する時は、学修計画書の提出は不要ですか。

A6.成績に関わらず、申請時には全員提出が必須となります。

Q7.学修計画書の内容や様式に指定はありますか。

A7.大学指定の様式があり、3つすべての設問について述べていただきます。

Q8.現在大阪府の支援を受けており、次年度(令和7年度)より大学院への進学を予定していますが、手続きは継続手続きとなりますか、それとも新規申請となりますか。また、入学金の取扱いはどうなりますか。

A8.現在大阪府の支援を受けている方で学部・学域から大学院へ進学される方は、現在の支援は卒業により一旦終了となりますので、大学院入学後の4月に改めて新規申請をしていただくこととなります。入学金については、入学手続き時に納付をお願いしておりますので、入学後に大阪府の制度に申請・採用されれば後日還付を行います。

Q9.令和7年度の申請の流れを教えてください。

A9.スケジュールは以下のようになります。(予定)

2024年12月 学内説明会(2回目)及び申請資料配布

2025年1月 令和7年度新規仮申請受付

2025年3月 議会で予算承認後、本申請に読み替え

マイナンバー情報による所得の仮判定の結果、国制度に該当する者に大学から学生ポータル(UNIPA)にて連絡

2025年4月 国制度に該当する連絡を受取った者は、国制度新規申請(※)

2025年5月 5月末の授業料納付を猶予

2025年7月 減免結果通知または交付

2025年8月 減免結果に基づき授業料納付

※ 国制度に該当する連絡を受取ったにもかかわらず申請をしなかった場合は、授業料の全額の支援を受けることはできません。

●継続手続きについて

Q10.採用後、継続手続きの時期はいつですか。

A10.継続して支援を受けるためには、半期ごとの継続手続きが必要です。8月に収入の確認、

1月に府内在住要件と成績の確認を行います。

Q11.国制度と併用している場合、継続手続きの時期はいつですか。

A11.国制度の継続手続きは10月と4月の在籍報告で行います。府の継続手続きの時期と異なりますので、併用の方は注意してください。

●成績について

Q12.申請時の成績について質問です。どの集団でGPA上位1/2以上に入ればよいですか。

A12.所属する学部・学域/学科・学類/学年別で算出します。

Q13.成績のランキングの中には大阪府民ではない人も含まれますか。

A13.含まれます。

Q14.継続手続き時の「廃止」となる条件について、大阪府の資料には授業への出席率が5割以下と記載されていますが、大学の資料には8割以下と記載されています。どちらが正しいですか。

A14.「廃止」となる基準は出席率5割以下、「警告」となる基準が出席率8割以下となります。本制度の支援の継続可否において、出席率を設定していますが、履修している授業には全て出席するよう心がけてください。

Q15.新規申請時、GPA等の成績は開示されていますか。

A15.新制度の新規申請(1月頃)の時点では、その年度の成績が開示されていないため、仮申請となります。3月に成績が確定した後、大学で成績を確認させていただき、問題なければ本申請に切り替えとなります。

●国制度との関係性について

Q16.国制度の資産基準を超えている場合も、国制度と府制度の両方に申請する必要がありますか。

A16.マイナンバー情報による所得の仮判定の結果、国制度の支援区分に該当した場合は、3月に学生課から学生へ学生ポータル(UNIPA)にて国制度への申請をご案内します。連絡があった場合は、国制度への申請が必要となりますが、資産基準を超過し国制度に申請できない場合は、資産要件申立書(大学指定)を大学へ提出してください。国制度への申請は不要です。

●授業料納付について

Q17.授業料は結果通知後に納付するのか、一度納付し結果通知後に還付になるのかどちらでしょうか。

A17.申請者は5月末の授業料の納付を猶予します。結果通知後、納付が必要な場合は8月末の期限までに授業料を納付してください。